

法務及び司法行政に関する主な課題

光地 壱朗

(前法務委員会調査室)

1. はじめに
2. 民事法制に関する課題
3. 刑事法制に関する課題
4. 出入国管理行政に関する課題
5. その他の課題
6. おわりに

1. はじめに

本稿では、平成 31 年の常会に提出が見込まれる法案関係を含め、法務及び司法行政に関する主な課題の動向を紹介することとしたい¹。

2. 民事法制に関する課題

(1) 会社法制（企業統治等関係）の見直し

ア 法制審議会への諮問に至る経緯

商法や有限会社法など会社に関する規律を定めた複数の法律を再編する形で平成 17 年 6 月に「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）は成立した。平成 26 年 6 月にコーポレートガバナンスの強化と親子会社に関する規律等の整備を目的とする改正（平成 26 年法律第 90 号）が行われ平成 27 年 5 月に施行されたが、附則第 25 条において、法律の施行から 2 年経過後、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があるときは社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする旨が規定された。

これらを受けて、法務省は公益社団法人商事法務研究会が主催する会社法研究会に参加し、同研究会は、平成 28 年 1 月から実務上の要望等も踏まえ検討を行い、平成 29 年 3 月に報告書を取りまとめた。また、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「日本再興戦

¹ 本稿は、平成 30 年 12 月 21 日現在のものである。また、ホームページの最終アクセスは全て平成 30 年 12 月 21 日である。

略 2016—第 4 次産業革命に向けて—」では、①企業と投資家の建設的な対話の基盤となる企業の情報開示の実効性・効率性の向上、②株主総会プロセスの電子化といった施策が盛り込まれた²。

イ 法制審議会における調査審議の経過

平成 29 年 2 月に、法務大臣は法制審議会に対し、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたいとの諮問（諮問第 104 号）を行った。諮問を受けて、法制審議会は会社法制（企業統治等関係）部会を設置した。部会は、平成 30 年 2 月に中間試案を取りまとめ、同月から同年 4 月にかけてパブリックコメント手続を実施し、その結果を踏まえて要綱案の取りまとめに向けた調査審議を行っている。同年 10 月 24 日の部会で配布された会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（仮案）の主な内容は図表 1 のとおりである。

図表 1 会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（仮案）の主な内容

(1) 株主総会に関する規律の見直し	①株主総会資料の電子提供制度
	②株主提案権
(2) 取締役等に関する規律の見直し	①取締役等への適切なインセンティブの付与
	②社外取締役を置くことの義務付け
(3) その他	①社債の管理
	②株式交付

（出所）法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（仮案）」（平 30.10.24）を基に作成。

図表 1 のうち(1)②の株主提案権について、近年、一人の株主が膨大な数の議案を提案するなどの株主提案権の行使事例が発生しているため、株主提案権の濫用的な行使を制限するため、要綱案（仮案）では提案できる議案数を 10 に制限するとしている。また、(2)②の社外取締役を置くことの義務付けについては、中間試案の段階では義務付けする案としない案の両論を併記していたが、要綱案（仮案）では義務付けすることとしている³。

² 「日本再興戦略 2016—第 4 次産業革命に向けて—」（平 28.6.2 閣議決定）20 頁

³ 株式会社東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードにおいて社外取締役を少なくとも 2 名以上選任すべきとされていることなどから、平成 30 年 7 月 13 日時点で、1 名以上の社外取締役を選任する上場会社（市場第一部）の比率は 99.7%、2 名以上の社外取締役を選任する上場会社（市場第一部）の比率は 94.6%となっている。（法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第 15 回会議（平 30.8.1）参考資料 48 株式会社東京証券取引所「東証上場会社における社外取締役の選任状況及び「社外取締役を置くことが相当でない理由」の傾向について」）

(2) 民事執行法制の見直し

「民事執行法」については、昭和 54 (1979) 年に制定 (昭和 54 年法律第 4 号) された後、社会情勢の変化への対応と権利実現の実効性を高める観点から所要の改正が行われてきたが、手続の更なる改善に向けて個別的な検討課題が指摘されるようになっていた。そこで、平成 27 年 10 月から、法務省の担当者が一般社団法人金融財政事情研究会の主催する民事執行手続に関する研究会に参加するなどして検討を行い、同研究会は平成 28 年 6 月に報告書を取りまとめた。

平成 28 年 9 月に法務大臣から法制審議会に対し諮問 (諮問第 102 号) があり、法制審議会は民事執行法部会を設置して調査審議を開始した。部会は平成 29 年 9 月に中間試案を取りまとめ、同月から同年 11 月にかけてパブリックコメント手続を実施した。

一方で、平成 25 年 6 月に成立し平成 26 年 4 月に施行された「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」(平成 25 年法律第 48 号)(ハーグ条約実施法)には施行後 3 年を目途に見直しの検討を求める附帯決議が付されていたところ⁴、同法の施行から 4 年が経過し、国境を越えた夫婦間の子の返還の強制執行の実効性に課題があるとの指摘がされていた⁵。部会で審議が進められていた子の引渡しの強制執行に関する規律について、ハーグ条約実施法に基づく子の返還の強制執行に関する規律との整合性を図る観点から、部会は平成 30 年 6 月に「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の改正に関する試案 (追加試案)」を取りまとめ、同年 7 月から 8 月にかけてパブリックコメント手続を実施した。

図表 2 民事執行法制の見直しに関する要綱の主な内容

(1) 債務者財産の開示制度の実効性の向上	① 現行の財産開示手続の見直し
	② 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設
(2) 不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策	
(3) 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化	
(4) 債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し	① 差押債権者が取立権を行使しない場面等における規律
	② その他の場面 (債務者への差押命令等の送達未了) における規律
(5) 差押禁止債権をめぐる規律の見直し	① 取立権の発生時期の見直し
	② 手続の教示
(6) ハーグ条約実施法に基づく国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し	

(出所) 法制審議会「民事執行法制の見直しに関する要綱案」(平 30.10.4) を基に作成。

⁴ 衆議院法務委員会における平成 25 年 4 月 26 日付け附帯決議及び参議院法務委員会における同年 6 月 11 日付け附帯決議。

⁵ 強制執行に関する課題を指摘したものとして、日本弁護士連合会「ハーグ条約実施法の見直しに関する意見書」(平 29.2.17)、ハーグ条約の実施に関する外務省領事局長主催研究会「参加有識者による議論のとりまとめ」(平 29.4) がある。外務省によると、平成 26 年 4 月から平成 30 年 3 月末までの間に裁判で代替執行まで進んだ事案は 7 件あるが、うち 6 件は執行不能で終了しており、うち 1 件は申請者が申立てを取り下げている。(法制審議会民事執行法部会第 20 回会議議事録 (平 30.6.29) 27~28 頁)

これらを踏まえ、部会は平成 30 年 8 月に要綱案を取りまとめ、法制審議会は同年 10 月の総会において要綱を採択し、法務大臣に答申した。要綱の主な内容は、図表 2 のとおりである。

図表 2 のうち(1)は、現行の財産開示手続を見直すとともに、養育費や賠償金等の支払義務を負いながら支払わない人の財産情報について、裁判所が金融機関等に情報提供を命ずる制度を新設するものである。(2)は、暴力団の新たな拠点作りや資金源となることを防ぐため、裁判所が実施する不動産競売での最高価買受申出人が暴力団員等に該当するかを警察に照会し、暴力団員等への売却は許可しない仕組みを新設するものである。(3)及び(6)は、裁判所の引渡しを実施する決定の実効性を高めるため、引渡しに親権者が立ち会えば同居している親が不在でも子を連れ出せることとし、ハーグ条約実施法にも同趣旨の規定を設けるものである⁶。

法制審議会の答申を踏まえ、平成 31 年の常会に法案が提出される見込みである⁷。

(3) 公益信託法制の見直し

公益信託とは、個人の篤志家や企業等の委託者が、学術、技芸、慈善等の公益目的のために、その所有する財産を受託者に信託し、受託者が信託財産を管理・運用して公益目的を実現するための信託事務を遂行するものであり、大正 11 (1922) 年に制定された旧「信託法」(大正 11 年法律第 62 号)においても当初から公益信託に関する条文が設けられていた。

旧信託法は平成 18 年に全面的な見直しがされ、新「信託法」(平成 18 年法律第 108 号)が制定された。その際、旧信託法のうち公益信託に関する部分については実質的な改正が行われず、「公益信託ニ関スル法律」として片仮名文語体のまま残された。これは、新信託法制定当時、公益信託と同様の社会的機能を有する旧民法の公益法人制度について全面的な見直しが進行していたことから、その動向を踏まえる必要があると考えられたためであった。

平成 18 年 5 月に成立した「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成 18 年法律第 48 号)、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成 18 年法律第 49 号)及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 18 年法律第 50 号)(公益法人制度改革 3 法)に基づき平成 20 年 12 月から開始した新たな公益法人制度の下での公益社団法人及び公益財団法人への移行状況を見守っていたが、平成 25 年 11 月に 5 年間の移行期間が満了したことを受け、法務省は、平成 27 年 4 月から公益社団法人商事法務研究会が主催する公益信託法改正研究会に参加するなどして、公益信託法制の見直しに向けた検討を進めてきた。同年 12 月に同研究会の報告書が取りまとめられたことを受けて、休会中となっていた法制審議会信託法部会が平成 28 年 6 月に調査審議を再開した。

⁶ 『読売新聞』(平 30.10.5)

⁷ 『日本経済新聞』(平 30.10.5)

部会は平成 29 年 12 月に中間試案を取りまとめ、平成 30 年 1 月から 2 月にかけてパブリックコメント手続を実施し、その結果を踏まえて同年 12 月に要綱案を取りまとめた。要綱案では、平成 18 年の公益法人制度改革における公益法人と同様に、主務官庁による公益信託の許可・監督制を廃止し、合議制の第三者機関への諮問を経た上で特定の行政庁が一元的に公益信託の成立を認可することとしている。また、要綱案は、美術館や学生寮等の不動産を公益信託の信託財産とし、美術品の展示や学生寮の運営等を信託事務とする公益信託を行うことを可能としているほか、公益信託の受託者の範囲を拡大することとしている。

平成 31 年 2 月にも法制審議会総会における要綱の採択、法務大臣への答申が行われることが見込まれており⁸、同年の常会に法案が提出される可能性がある。

(4) 戸籍事務へのマイナンバー制度の導入

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、国民の利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、平成 25 年 5 月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）に基づき平成 28 年 1 月から運用が開始された。

同法の附則第 6 条第 1 項において、施行後 3 年を目途として検討を行うこととされているほか、各種閣議決定⁹において、戸籍事務をマイナンバーの利用範囲とすることについて検討が求められていることを受けて、法務省では戸籍制度の在り方を検討する戸籍制度に関する研究会及びシステムの在り方を検討する戸籍システム検討ワーキンググループの 2 つの有識者会議を設置し検討を行い、それぞれの有識者会議において平成 29 年 8 月までに検討結果が取りまとめられた。

これらを踏まえ、平成 29 年 9 月に、法務大臣は法制審議会に対し、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化の観点から、戸籍事務にマイナンバー制度を導入するとともに、戸籍法制の見直しを行う必要があると考えられるので、要綱を示されたいとの諮問（諮問第 105 号）を行った。諮問を受けて、法制審議会は戸籍法部会を設置して調査審議を開始した。

部会は平成 30 年 5 月に中間試案を公表し、同月から同年 6 月にかけてパブリックコメント手続を実施した。戸籍事務にマイナンバー制度が導入されると、例えば婚姻届の提出時に戸籍証明書の提出が不要となり手続が簡略化される。中間試案では、戸籍事務以外の行政事務との連携について、児童扶養手当事務、年金事務及び旅券事務を所管する各省と協議中としている。

政府は平成 31 年度までの法整備を目指しており¹⁰、部会はパブリックコメント手続の結果を踏まえて調査審議を行っている。

⁸ 『日本経済新聞』（平 30. 12. 19）

⁹ 例えば、「『日本再興戦略』改訂 2014—未来への挑戦—」（平 26. 6. 24 閣議決定）では、戸籍事務をマイナンバーの利用範囲とすることについて検討を行うとされた。（62 頁）

¹⁰ 「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平 29. 5. 30 閣議決定）40 頁

（５）特別養子縁組制度の見直し

特別養子縁組は、実の父母との親族関係の終了を伴い、また、離縁が制限されるなど、普通養子縁組に比べて強固な養親子関係を形成する点に特徴を有する制度である。普通養子縁組が子の養育のほか家名の存続や家業の承継その他の様々な目的に利用されているのに対し、特別養子縁組は、家庭に恵まれない子に温かい家庭を与えてその健全な養育を図る目的で昭和 62（1987）年の民法改正（昭和 62 年法律第 101 号）によって創設され、昭和 63（1988）年に施行された。特別養子縁組の成立件数は増加傾向にあり、平成 29 年では 616 件となっている¹¹。

特別養子縁組制度については創設以来見直しがされてこなかったため、家庭復帰が困難な社会的養護児童に対して安定した家庭的養育環境や永続的な親子関係を提供する方法としてその利用を促進する観点から、制度の見直しを求める声がある。

例えば、平成 28 年 5 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）の附則第 2 条第 1 項において「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と定められたほか、同年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても同様の文言が盛り込まれた¹²。

これらを受け、厚生労働省の児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会が平成 29 年 6 月、「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について」を取りまとめ、続いて、公益社団法人商事法務研究会が主催する特別養子を中心とした養子制度の在り方に関する研究会が法務省や厚生労働省の担当者も参加して検討を行い、平成 30 年 6 月、中間報告書を公表した。

こうした経緯を踏まえ、平成 30 年 6 月に、法務大臣は法制審議会に対し、特別養子制度の利用を促進する観点から、民法の特別養子に関する規定等について見直しを行う必要があると思われるので、要綱を示されたいとの諮問（諮問第 106 号）を行った。諮問を受けて、法制審議会は特別養子制度部会を設置した。部会は、同年 10 月に中間試案を取りまとめ、同月から同年 11 月にかけてパブリックコメント手続を実施し、その結果を踏まえて要綱案の取りまとめに向けた調査審議を行っている。

特別養子縁組における養子となる者の上限年齢について、現行の民法第 817 条の 5 は、養子となる者は原則として特別養子縁組成立の審判申立時に 6 歳未満でなければならないことを定めた上で、例外的に 8 歳未満の子であって 6 歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合には養子となることができると規定しているが、平成 30 年 11 月 27 日の部会で配布された要綱案のたたき台（第 1 稿）では、審判申立時に原則として 15 歳未満とし、例外的に 18 歳未満の子であって 15 歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合には養子となることができるとしている¹³。

¹¹ 平成 20 年頃は 300 件程度で推移していたが、平成 20 年代後半からは 500 件程度となり、平成 29 年には 616 件となった。（最高裁判所事務総局『司法統計年報 3 家事編』）

¹² 「ニッポン一億総活躍プラン」（平 28. 6. 2 閣議決定）12 頁

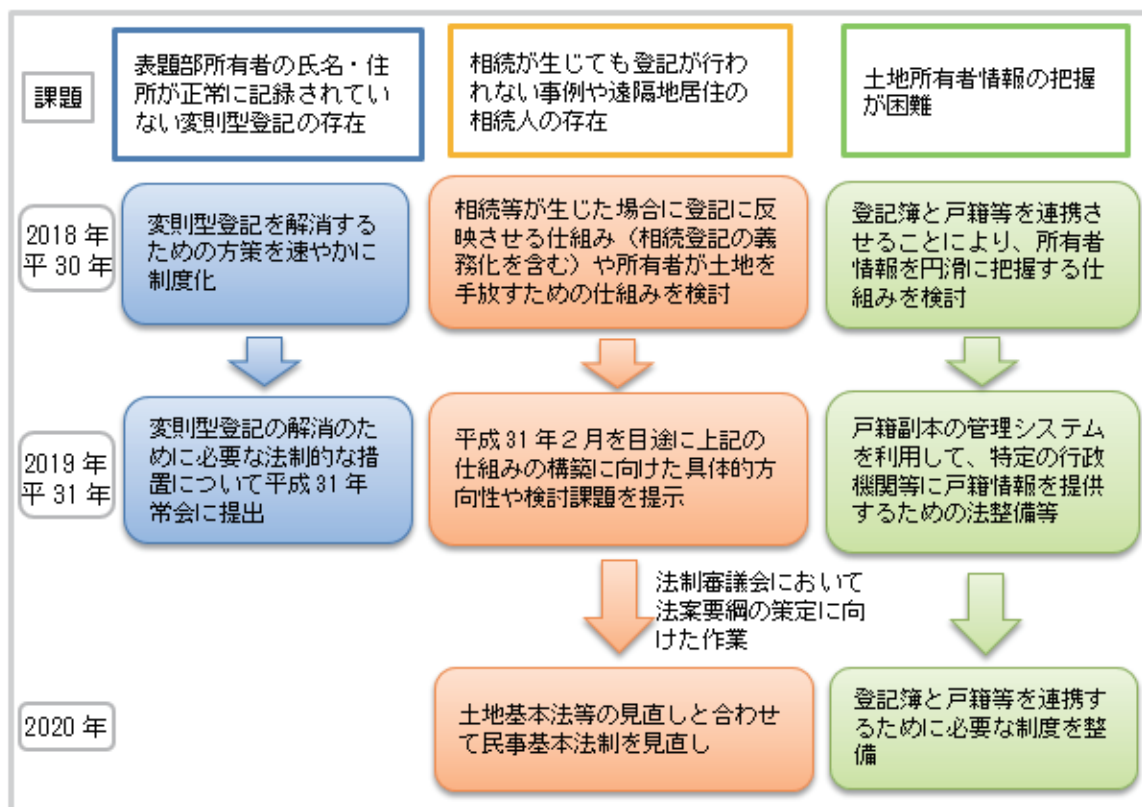
¹³ また、養子となる者が 15 歳以上の場合、養子となる者が反対の意思を表示しているときは、特別養子縁組を成立させることができないとしている。

そのほか、要綱案のたたき台（第1稿）では、家庭裁判所の早期の関与により養親となる者の負担を軽減すること等を目的として、特別養子縁組成立の審判の前段階に子を縁組予定者とする処分の審判を創設し、二段階の手続とすることとしている。

（6）所有者不明土地への対応

所有者不明土地は、相続が生じても登記がされないことなどを主な原因として発生し、管理の放置による環境悪化を招くほか、公共事業の用地買収、災害の復旧・復興事業の実施や民間の土地取引の際に、所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど、国民経済にも著しい損失を生じさせている。人口減少・超高齢社会が進展し、相続多発時代を迎えようとする中、所有者不明土地問題の解決は喫緊の課題となっている。

図表3 所有者不明土地等問題に関する政府の対策推進のための工程表（法務省関係）



（出所）所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（平30.6.1）及び「所有者不明土地等問題 対策推進のための工程表」（平30.6.1）を基に作成。

平成29年5月から、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要をなくすことで負担を軽減し、相続登記を促すことを目指す法定相続情報証明制度が開始されたほか、平成30年6月に成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号）においては、登記名義人の死亡後、長期間、相続登記等がされていない土地について登記官がその旨を登記簿に付記することができる制度や、所有者不明土地

の適切な管理のために地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任を請求できる制度が設けられた。

平成 30 年 6 月に、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議は、「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」を決定し、期限を区切って着実に対策を推進することとした。同方針における法務省所管分野の課題に関する工程表は図表 3 のとおりである。

平成 29 年 10 月から引き続いて、法務省等の関係省庁の担当者が一般社団法人金融財政事情研究会の主催する登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会に参加して検討が進められており、法務省は平成 30 年度中に法制審議会に諮問することを目指している¹⁴。

3. 刑事法制に関する課題

(1) 少年法の適用対象年齢

ア 法制審議会への諮問に至る経緯

大正 11 年に制定された旧「少年法」(大正 11 年法律第 42 号)は、昭和 23 (1948) 年 7 月に全面改正され現行の「少年法」(昭和 23 年法律第 168 号)となった。旧少年法の適用は 18 歳未満の者に限られており、昭和 23 年の改正で初めて 18 歳以上 20 歳未満の者が保護処分の対象として取り込まれた。その後、少年による凶悪事件の発生等を契機として検討が行われ、平成 12 年以降、いわゆる原則逆送制度の導入、少年に科し得る刑の在り方の見直し等の改正を行ってきた。

平成 19 年 5 月に成立した「日本国憲法の改正手続に関する法律」(平成 19 年法律第 51 号)第 3 条で、憲法改正の国民投票について満 18 歳以上に投票権が与えられた際、併せて、同法附則第 3 条において、国は、公職選挙法、民法その他の法令について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとするとして、措置が講ぜられるまでの間は国民投票年齢を満 20 歳以上のままとするとされた。

その後、平成 27 年 6 月に成立し、選挙権年齢の 18 歳以上への引下げを規定した「公職選挙法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 43 号)の附則第 11 条において、国民投票年齢や選挙権年齢が満 18 歳以上とされたことを踏まえ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとするとして、初めて少年法について明確に検討が求められることとなった。

以上のような経緯を踏まえ、法務省は、少年法の適用対象年齢を含む若年者に対する刑事法制の在り方全般に関する検討のため、若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会を設置して平成 27 年 11 月から検討を開始した。同勉強会は平成 28 年 12 月、少年法適用対象年齢引下げの是非について賛否両論を併記し、18 歳、19 歳の者を含む若年者等を対象として検討が必要となる刑事政策的措置について整理した報告書を取りまとめた。

¹⁴ 第 197 回国会参議院法務委員会会議録第 4 号 6 頁 (平 30. 11. 22)

イ 国民の認識と少年犯罪の現状

国民の間には、凶悪犯罪を中心とする少年犯罪を抑制するために、少年法の適用対象年齢を引き下げた方がよいとする考え方がある。

平成 27 年 7 月に内閣府が行った「少年非行に関する世論調査」では、実感として 5 年前と比べて少年による重大な事件が増えていると思うか聞いたところ、「増えている」とする者の割合が 78.6%、「変わらない」と答えた者の割合が 16.8%、「減っている」とする者の割合が 2.5%となった。平成 22 年 11 月に行った前回の調査結果と比較してみると、「増えている」とする者の割合が 75.6%から 78.6%に上昇している。

このような認識を受けてか、大手新聞各社の世論調査においても、少年法の適用対象年齢を 20 歳未満から 18 歳未満に引き下げることについて、賛成が反対を大きく上回っている¹⁵。もっとも、統計によると、少年による刑法犯の検挙人員は、平成 16 年以降減少し続けた結果、平成 29 年には前年比 12.5%減の 3 万 5,108 人となるなど、少年犯罪は全体として減少傾向にある¹⁶。

ウ 法制審議会における調査審議の経過

国民投票年齢や選挙権年齢の引下げが契機となって本格的に始められた少年法の適用対象年齢の議論だが、法務省の考え方は、単に適用対象年齢を引き下げるか否かという問題にとどまらず、刑事司法全般において成長過程にある若年者をいかに取り扱うべきかという大きな問題に関わるものであり、罪を犯した若年者に対する処分や処遇の在り方全体と合わせて検討されるべきものとされてきた。

平成 29 年 2 月に、法務大臣から諮問（諮問第 103 号）されたことを受けて、法制審議会は少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会を設置した。部会では、①少年法における「少年」の年齢、②非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について論点が提示された後、①の適用対象年齢についてではなく②の制度面に関する論点について先行して議論することとし¹⁷、同年 9 月からは②の論点について 3 つの分科会を設置して調査審議を進めた。

分科会での議論を経て、懲役及び禁錮を単一化した新たな自由刑（新自由刑）の創設等の制度面での検討が進み、平成 30 年 11 月 2 日開催の部会では適用対象年齢についての意見交換が行われるなど、適用対象年齢の議論が本格化している。同年 6 月、成年年齢を 18 歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 59 号）が成立し、2022 年 4 月 1 日に施行されるが、少年法の改正も同時に施行されることが望ましいとの考え方もあり¹⁸、今後、部会での議論が進展する可能性がある。

¹⁵ 例えば、平成 30 年 3 月から 4 月にかけて行われた読売新聞社の世論調査では、少年法の適用年齢を 20 歳未満から 18 歳未満に引き下げることに賛成は 85%となっている。（『読売新聞』（平 30.4.25））

¹⁶ 法務総合研究所『平成 30 年版犯罪白書』（平 30.12）92 頁

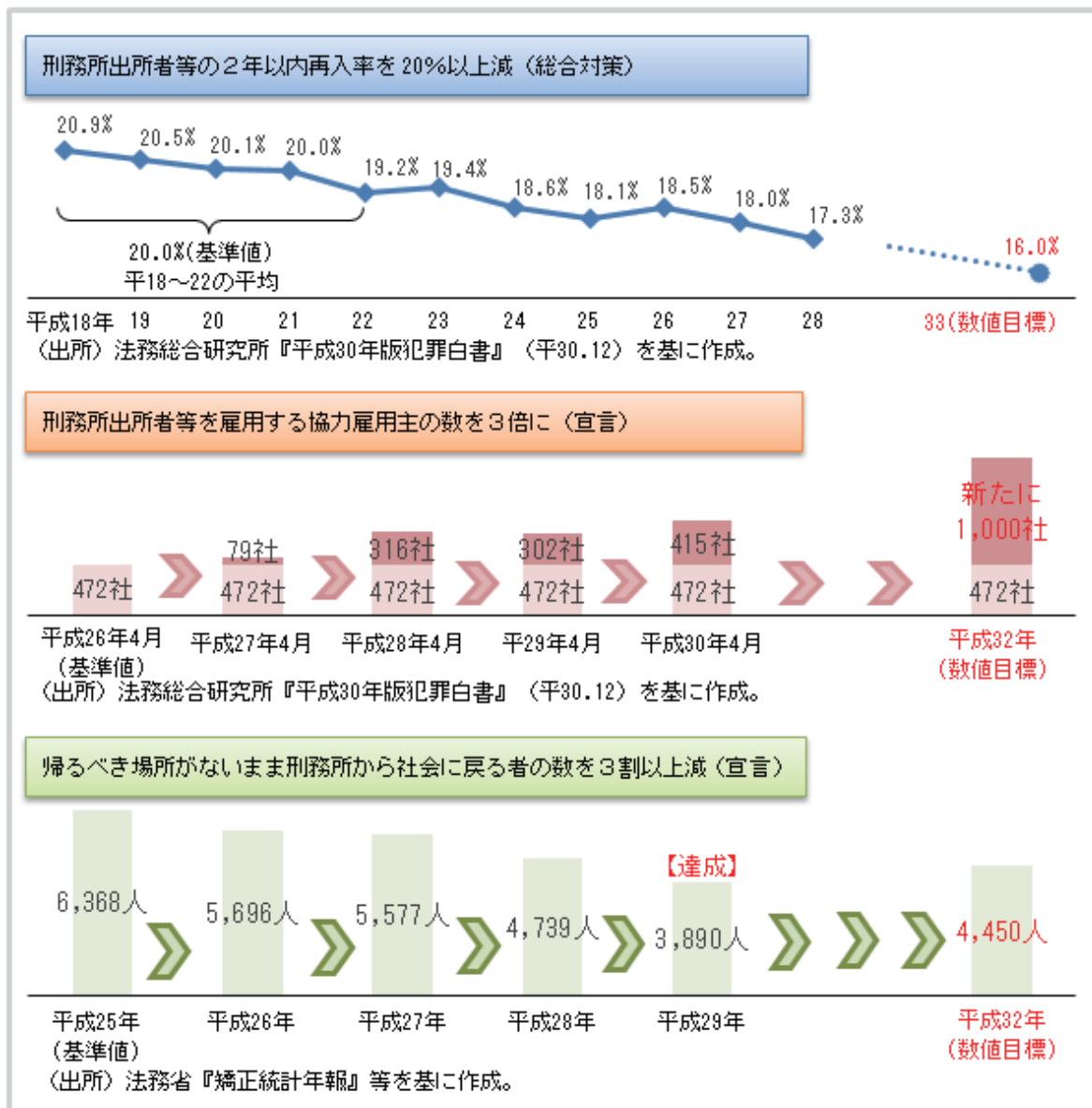
¹⁷ 法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会第 5 回会議事録（平 29.7.27）13～18 頁

¹⁸ 『読売新聞』（平 30.9.24）

(2) 再犯防止対策

我が国における刑法犯の認知件数は、平成14年に戦後最多の285万4,061件に達したものの、平成15年に減少に転じて以降、15年連続で減少し、平成29年には91万5,042件となった¹⁹。一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率である再犯者率は平成9年から平成28年まで一貫して上昇を続け、平成29年には平成28年と同水準の48.7%を占めるに至っていることから²⁰、再犯防止対策は我が国の刑事政策を考える上で重要かつ喫緊の課題といえる。

図表4 再犯防止対策の目標の達成状況



平成24年7月の犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」（以下「総合

¹⁹ 前掲注16・3頁

²⁰ 法務省『平成30年版再犯防止推進白書』(平30.12)128頁

対策」という。)が決定され、2021年までの10年間の取組における数値目標として、刑務所を出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所等する者の割合(2年以内再入率)を20%以上減少させ16%以下にするという数値目標が設定された。また、平成26年12月に犯罪対策閣僚会議が決定した「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」(以下「宣言」という。)においても、2020年までに、①犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業(協力雇用主)の数を現在(平成26年)の3倍の約1,500社にする、②帰るべき場所がないまま刑務所から社会に出る者の数を3割以上減少させるといった数値目標が設定された。

平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本事項を定めた「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)が議員立法により成立すると、同法に基づき、平成29年12月15日には「再犯防止推進計画」が閣議決定された²¹。これまでの取組により、宣言で定められた刑務所出所時の帰住先に関する数値目標については平成29年に目標を達成するなど一定の効果は認められるものの、総合対策及び宣言において設定された他の数値目標の達成は道半ばである(図表4)。

法務省では、平成31年度概算要求において再犯防止のための施設内処遇及び社会内処遇の充実強化として前年度比11億9,000万円増の138億8,900万円を要求するなど²²、更なる取組を進める予定であり、「再犯防止推進計画」に盛り込まれた施策が着実に効果へとつながっていくのか注視していく必要がある。

4. 出入国管理行政に関する課題

(1) 新たな在留資格の創設と出入国在留管理庁の新設

ア 外国人材の受入れに対するこれまでの考え方

昭和63(1988)年6月17日に閣議決定された「第6次雇用対策基本計画」では、専門、技術的な能力を有する外国人を可能な限り受け入れるとされた。また、平成元年12月に成立し平成2年6月に施行された「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(平成元年法律第79号)により在留資格「定住者」が新設され、日系ブラジル人や日系ペルー人等の外国人労働者が増大した後も、政府の基本的な方針は変わらず、平成11年8月13日に閣議決定された「第9次雇用対策基本計画」においても、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進するとして一方で、いわゆる単純労働者の受入れについては国民のコンセンサスを踏まえつつ十分慎重に対応することが不可欠であるとされた。

²¹ 同計画は、平成30年度から平成34(2022)年度末までの5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだものであり、①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進、③学校等と連携した修学支援、④特性に応じた効果的な指導、⑤民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進、⑥地方公共団体との連携強化、⑦関係機関の人的・物的体制の整備の7項目を重点課題としている。

²² 主な拡大事項として、①対象者の特性に応じた矯正処遇の充実強化及び雇用ニーズに応じた職業訓練の拡充等に28億8,600万円(前年度比1億8,700万円増)、②保護司制度の基盤整備・入口支援・国と地方公共団体との連携を含めた社会内処遇の充実強化に83億2,200万円(前年度比9億2,300万円増)を要求している。

その後、特に優れた人材（高度外国人材）に対する様々な優遇措置が整備され、外国人が永住許可を受けるには原則として連続 10 年の在留実績が必要であるところ、法務省は平成 24 年 5 月、高度外国人材に対するポイント制（以下「高度人材ポイント制」という。）を導入し、学歴、職歴、年収などの項目ごとのポイントの合計が 70 点以上の外国人を高度外国人材と認めて最短 5 年で永住許可申請を認めることとした。また、平成 26 年 6 月に成立した「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 74 号）に基づき、在留資格「特定活動」の一種として高度外国人材の入国を認めてきたそれまでの運用を変更し、平成 27 年 4 月からは高度外国人材に特化し一定の条件の下で親や家事使用人を帯同できる等の優遇措置を付与した在留資格「高度専門職」を創設した。さらに、法務省は、平成 29 年 4 月から、高度人材ポイント制により 70 点以上のポイントで高度外国人材として認められた者について永住許可申請に要する在留期間を従来の 5 年から 3 年に短縮し、高度外国人材の中でも特に高度な人材と認められる者（80 点以上のポイントで認められた者）については 1 年に短縮する新制度（日本版高度外国人材グリーンカード）の運用を開始した²³。

イ 外国人技能実習生及び留学生の現状

技能実習制度は、外国の青壮年労働者等を日本に一定期間受け入れて、日本の産業・職業上の知識、技術及び技能を修得させ、それぞれの国の産業発展に寄与する人材育成を目的とする制度である。同制度については、不適正な受入れを行う監理団体や実習実施者が存在するなど、制度の見直しが求められていた。

そのため、平成 28 年 11 月に成立し、平成 29 年 11 月に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成 28 年法律第 89 号）は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設けた。

平成 29 年 10 月末現在、日本で働く外国人労働者の数は 127 万 8,670 人（前年同期比 18.0%増）に上っているが、そのうち技能実習生は 25 万 7,788 人で 20.2%を占めている²⁴。平成 29 年に技能実習生等に対して賃金不払等の不正行為をしたと認められる受入れ機関は 2 年連続で減少し 213 機関となり、不正行為件数は 3 年ぶりに減少し 299 件となるなど²⁵、改善されてきている面はあるが、技能実習生の失踪者数は、平成 29 年には

²³ 「未来投資戦略 2017—Society5.0 の実現に向けた改革—」（平 29.6.9 閣議決定）では、2020 年末までに 1 万人、さらに 2022 年末までに 2 万人の高度外国人材の認定を目指すとされた。（90 頁）平成 30 年 6 月現在の高度人材ポイント制の認定件数（累計）は 1 万 2,945 人であり、2020 年末の目標は既に達成している。（「高度外国人材の受入れ状況等について」（法務省ホームページ）

<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00088.html>

²⁴ 「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（平成 29 年 10 月末現在）」（平 30.1.26 付け厚生労働省報道発表資料）<<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000192073.html>>

²⁵ 「平成 29 年の「不正行為」について」（平 30.2.19 付け法務省報道発表資料）

<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00162.html>

7,089人で過去最高となり、平成30年上半期では既に4,279人となるなど²⁶、技能実習制度をめぐる課題は依然として残っている。

一方、留学生のアルバイトは25万9,604人で外国人労働者のうち20.3%を占めているが²⁷、「留学」の在留資格で出入国管理及び難民認定法違反により退去強制手続が執られた外国人の数は年々増加し、平成29年には1,724人（前年比7.3%増）となっている²⁸。

引き続き、技能実習生や留学生の置かれている現状について注視していく必要がある。

ウ 在留資格「特定技能」の創設

平成30年2月の経済財政諮問会議において、安倍内閣総理大臣は菅内閣官房長官及び上川法務大臣（当時）に対し、深刻な人手不足に対応するため、専門的・技術的分野における外国人受入れの制度の在り方について制度改正の検討を早急に進めるよう指示した。また、同年6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」においては、中小・小規模事業者を始め人手不足が深刻化していることから、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れるため、移民政策とは異なるものとして就労を目的とする新たな在留資格を創設することとされた²⁹。

これらの経緯を踏まえ、政府は、第197回国会（臨時会）の平成30年11月2日に、新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」を創設し、在留外国人の増加に的確に対応するために法務省の外局として出入国在留管理庁を設置する等を定めた「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」を提出し、同年12月8日に成立した（平成30年法律第102号）。

平成31年4月から始まる新たな外国人材の受入れに当たっては、法案成立に伴って定められる政省令のほか、平成30年末までに決定予定とされる「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の運用方針」、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」にどのような内容が盛り込まれるのか、出入国在留管理庁設置に向けた準備がどのように進められていくのか等について注視していく必要がある。世界的な人材獲得競争が進展する中で、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備策など具体的かつ効果的な施策を打ち出すことができるのかが注目される。

²⁶ 平成30年上半期の数は速報値。法務省資料によると、平成30年上半期の国籍別では、ベトナムが2,630人、中国が736人、カンボジアが405人、ミャンマーが182人、インドネシアが151人等となっている。

²⁷ 前掲注24

²⁸ 「平成29年における入管法違反事件について」（平30.3.27付け法務省報道発表資料）

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri09_00041.html

²⁹ 「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」（平30.6.15閣議決定）26頁

（２）出入国管理体制の整備

観光立国の実現に向けて、入国審査待ち時間については、平成 26 年 6 月に観光立国推進閣僚会議が決定した「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014－「訪日外国人 2000 万人時代」に向けて－」において、空港での入国審査に要する最長待ち時間を 20 分以下に短縮することを目指すという目標が設定された。一方、訪日外国人旅行者数については、平成 28 年 3 月に、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議が決定した「明日の日本を支える観光ビジョン－世界が訪れたい日本へ－」において、2020 年に 4,000 万人、そして 2030 年に 6,000 万人とする目標が設定された³⁰。

これらを受けて、審査待ち時間短縮のための方策として、空港に自動化ゲート、バイオカート、顔認証ゲートが相次いで導入されている。

自動化ゲートは、事前に利用希望者登録を行った日本人及び一定の要件に該当する外国人について、パスポートと指紋の照合により自動的に出入国審査を行うことができるようにするものである。平成 19 年 11 月に成田空港に導入され、平成 21 年 9 月からは中部、関西空港、平成 22 年 10 月からは羽田空港にも設置された。

バイオカートは、入国審査待ち時間を活用して指紋や顔写真といった個人識別情報を前倒しで取得することにより、外国人旅行者の入国手続をより迅速化するものである。平成 28 年 10 月に関西、高松、那覇の 3 空港に導入され、平成 29 年 4 月からは成田等の 12 空港、平成 30 年 5 月からは北九州、大分空港にも導入された。

顔認証ゲートは、顔認証技術を活用するもので、現時点での利用は日本人に限定されているものの、事前の利用登録手続の必要がない点で自動化ゲートより利便性は高い。平成 29 年 10 月から羽田空港の入国審査で運用を開始し、平成 30 年 8 月までに、成田、中部、関西、福岡の 4 空港においても入国審査に導入された。その後、同年 11 月までに以上の 5 空港において出国審査における運用も開始されている。

法務省は、平成 31 年度中の運用開始を目指して、顔認証ゲートを外国人の出国審査にも活用できるよう検討中であるとしているが³¹、外国人の入国審査については、入国審査官による入国目的や滞在期間の確認が必要で、顔認証ゲートの活用は困難とされている。法務省は、顔認証ゲートの増設による合理化を進めることで、より多くの審査官を外国人の入国審査に配置する考えである³²。

一方、平成 22 年度には 1,881 人であった入国審査官の定員は、その後、加速度的に増員され、平成 30 年度では 3,142 人となっている³³。

入国審査待ち時間 20 分以内達成率³⁴の各空港平均値（図表 5）を見てみると、これらの取組の結果、平成 29 年と比較して平成 30 年では達成率がおおむね向上しており、一定の

³⁰ 訪日外国人旅行者数に関する同目標は、「未来投資戦略 2018－「Society5.0」 「データ駆動型社会」への変革－」（平 30.6.15 閣議決定）においても踏襲され、具体的施策として最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現が掲げられている。（85、89 頁）

³¹ 第 196 回国会参議院法務委員会会議録第 4 号 8 頁（平 30.3.23）

³² 第 196 回国会参議院法務委員会会議録第 6 号 2 頁（平 30.4.5）

³³ 法務省入国管理局編『平成 30 年版出入国管理』（平 30.12）137 頁

³⁴ 「入国審査待ち時間 20 分以内達成率」とは、「在留資格「短期滞在」で上陸許可を受けた者の総数」のうち「入国審査待ち時間 20 分以内に在留資格「短期滞在」で上陸許可を受けた者の総数」の割合である。

成果を上げていることが分かる。

図表5 入国審査待ち時間 20 分以内達成率の各空港平均値

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平 29	72%	74%	70%	66%	74%	79%	78%	76%	75%	75%	78%	77%
平 30	77%	78%	75%	71%	77%	78%	79%	79%	71%	80%	—	—
差	5pt	4pt	5pt	5pt	3pt	▲1pt	1pt	3pt	▲4pt	5pt	—	—

(出所) 「空港における入国審査待ち時間の公表について」(法務省報道発表資料)を基に作成。

<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00117.html>

今後は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される 2020 年に向けて、出入国審査体制の更なる整備を進めていく一方で、テロ等の未然防止のため厳格な入国管理を維持していくことが課題となる。

(3) 難民の受入れ

ア 難民認定制度の運用の適正化

難民認定制度については、難民認定申請数の急増や、我が国での就労や定住を目的としていると思われる濫用的申請の存在等により³⁵、審査期間が長期化し真の難民を迅速に庇護する上で支障が生じるなどの問題が発生する一方、難民認定判断の明確化などについても課題とされていた。

平成 25 年 10 月に法務大臣の私的懇談会である第 6 次出入国管理政策懇談会の下に難民認定制度に関する専門部会が設置され、平成 26 年 12 月に報告書を取りまとめた³⁶。そして、報告書の提言を踏まえて平成 27 年 9 月に公表した「難民認定制度の運用の見直しの概要について」に基づき、我が国での就労等を目的として難民認定申請を繰り返すような申請者に対しては、申請の内容に応じて、在留することは認めるものの就労は許可しない措置や、さらには在留すること自体を認めない措置を執ることとした。しかし、これらの措置は初回の難民認定申請者には適用されなかったため、運用の見直しにもかかわらず、初回申請者による濫用・誤用的な申請は急増し、難民認定申請を行った者は、平成 28 年に初めて 1 万人を超えて 1 万 901 人となり、平成 29 年には 1 万 9,629 人(前年比 80.1%増)となった(図表 6)。

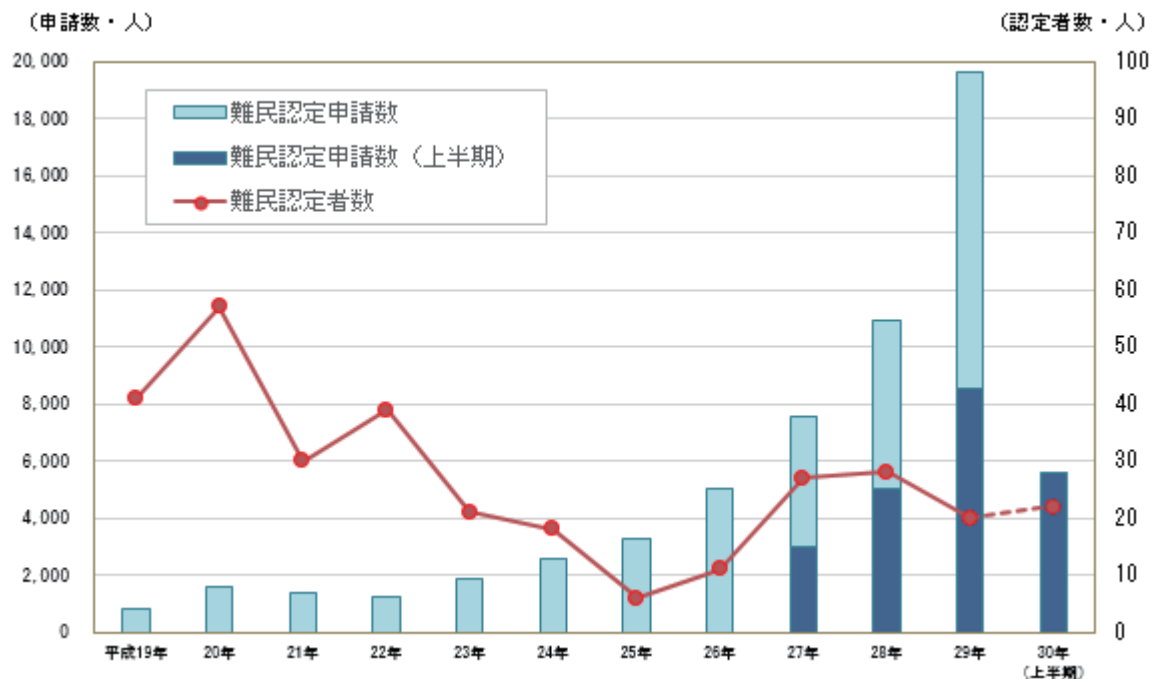
そのため、平成 30 年 1 月に「難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直しについて」を公表し、初回申請でも借金問題のような難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない場合には在留を認めない措置を執り、実習先から失踪した技能実習生や学校を退

³⁵ 平成 22 年 3 月以降、正規在留者である難民認定申請者に対し、申請から 6 か月が経過すれば、申請中は就労活動が可能となる取扱いとしたことが、我が国での稼働や定住を目的とする外国人に悪用され申請増加の一因となったと推測されている。(法務省「第 5 次出入国管理基本計画」(平 27.9.15) 43~44 頁)

³⁶ 第 6 次出入国管理政策懇談会・難民認定制度に関する専門部会「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果(報告)」(平 26.12.11)

学した留学生等、本来の在留資格に該当する活動を行わなくなった後に申請した申請者には就労を許可しない措置を執るなど、従来と比べて厳格な対応をすることとした。その結果、平成30年上半期の申請者は5,586人となり、前年同期の8,561人と比べて2,975人減（前年同期比34.8%減）と大幅に減少した。なお、平成30年上半期の難民認定者数は22人であり、既に平成29年の1年間の認定者数（20人）を上回っている（図表6）。

図表6 難民認定申請数と難民認定者数の推移



(出所) 各年の「難民認定者数等について」(法務省報道発表資料)及び「難民認定制度の運用の更なる見直し後の状況について」(平30.8.31付け法務省報道発表資料)を基に作成。

濫用・誤用的な難民認定申請を抑制し、真に庇護が必要な難民の認定を行っていくという好循環を今後も維持していくことができるのか注目される。

イ 第三国定住による難民の受入れ

第三国定住とは、難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民について、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させ、長期的な滞在権利を与えるものであり、難民の自発的帰還や第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。

我が国では、平成22年度から平成26年度までに、タイ国内に一時滞在しているミャンマー難民をパイロットケースとして受け入れ、平成27年度からは本格実施としてマレーシア国内に一時滞在するミャンマー難民を対象とし、両者を合わせて平成30年9

月末現在で 44 家族 174 人を受け入れている³⁷。

近年、難民を取り巻く国際情勢は大きく変化していることから、第三国定住事業の受入れ対象及び受入れ人数の拡大等を議論するために、平成 30 年 10 月の難民対策連絡調整会議において第三国定住による難民の受入れ事業の対象拡大等に係る検討会の設置が決定された。同検討会では有識者等の意見を聴取し、受入れ対象の拡大の要否や拡大する場合の範囲について検討を行い³⁸、平成 31 年 6 月頃までに検討の結果を取りまとめる予定である³⁹。

5. その他の課題

(1) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の改正

ア 外国法事務弁護士制度

外国法事務弁護士制度では、外国において弁護士となる資格を有する者(外国弁護士)が、法務大臣の承認など一定の要件の下、我が国において外国法に関する一定の法律事務を取り扱うことが認められている。平成 26 年 4 月に成立した「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 29 号)により、外国法事務弁護士のみが社員となり外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人(いわゆる A 法人)の設立が可能となった。

その後、平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、増加する国際的な法的需要等を踏まえ、諸外国の制度の状況を勘案しつつ、外国法事務弁護士の承認についての職務経験要件の基準等について、外国法事務弁護士の参画を得て検討する⁴⁰とされたことを受けて、法務省及び日本弁護士連合会は外国法事務弁護士制度に係る検討会を設置し、平成 27 年 3 月から、外国法事務弁護士として承認されるための職務経験要件の基準と弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律サービス全般の提供を目的とする法人(いわゆる B 法人)制度について検討を開始した。そして、同検討会は、平成 28 年 7 月に、①職務経験要件の緩和に向けた前向きな検討を進めること、② B 法人制度の創設を前提として検討を進めることを内容とする報告書を取りまとめた。

イ 外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士でない外国弁護士による国際仲裁代理

外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士でない外国弁護士(以下、両者を合わせて「外国法事務弁護士等」という。)の国際仲裁代理については、平成 8 年 6 月に成立した「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律」(平成 8 年法律第 65 号)により関連規定が整備されたが、平成 30 年 4 月に国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議が取りまとめた「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策(中間とりまとめ)」において、外国法事務弁護士等の仲裁に関与し得る範囲の更なる明確化

³⁷ 「法務大臣閣議後記者会見の概要」(平 30. 10. 23)

³⁸ 同上

³⁹ 『朝日新聞』(平 30. 11. 1)

⁴⁰ 「規制改革実施計画」(平 26. 6. 24 閣議決定) 43 頁

やその見直しの要否を検討すべきとされたこと等を受けて、法務省及び日本弁護士連合会は外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会を設置し、同年8月から、外国法事務弁護士等が手続を代理することができる国際仲裁事件の範囲等について検討を開始した。そして、同検討会は、同年9月に、我が国における国際仲裁の活性化のため、外国法事務弁護士等が手続を代理することができる国際仲裁事件の範囲を拡大すること等を関係機関に要望する旨の報告書を取りまとめた。

これらの検討を踏まえ、法務省では法案提出の準備が進められている⁴¹。

(2) 法曹養成制度

平成14年3月19日に閣議決定された「司法制度改革推進計画」において、法曹養成に特化した教育を行う法科大学院を中核とし、法学教育、司法試験及び司法修習を有機的に連携させた新たな法曹養成制度を整備することとされた。平成16年には法科大学院が開設され、平成18年からは新司法試験が実施された。また、平成23年からは、経済的な理由等から法科大学院を経由しない者にも司法試験の受験資格を認める司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）が開始された。

「司法制度改革推進計画」では平成22年頃には司法試験合格者数を年間3,000人程度とすることを目指すとされ、平成20年には司法試験の合格者が2,209人に達したが、平成21年から平成24年にかけては2,100人前後にとどまった。

平成25年7月に、法曹養成制度関係閣僚会議は、「法曹養成制度改革の推進について」を決定し、司法試験合格者数を年間3,000人程度とする目標を撤回し、平成27年6月には、関係閣僚で構成される法曹養成制度改革推進会議が、検討の結果を「法曹養成制度改革の更なる推進について」として取りまとめ、合格者数が1,500人程度は輩出されるよう必要な取組を進めることとされた。

これらの動きを踏まえ、平成25年以降、司法試験合格者数は次第に減少傾向となり、平成30年の合格者数は平成29年よりも18人減少し1,525人となった。一方で、予備試験合格を受験資格とする合格者は平成30年には336人となり、前年より46人増え過去最多を更新した。

このように司法試験合格者数が当初の想定を大きく下回ったこと、弁護士の就職が難しくなっていること等により、法曹志願者は減少している。平成30年度の法科大学院の志願者数は前年度比102人減の8,058人となり過去最低を更新した。

法科大学院等の法曹養成制度については、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会や法曹養成制度改革に向けた取組を推進するために法務省及び文部科学省が設置した法曹養成制度改革連絡協議会において検討が進められており、平成29年4月に成立した「裁判所法の一部を改正する法律」（平成29年法律第23号）に基づき平成29年度から導入された司法修習生に修習給付金を支給する制度の効果等を踏まえつつ、更なる制度見直しに向けて行われる議論が注目される。

⁴¹ 『読売新聞』（平30.9.22）

(3) 裁判手続のIT化

裁判手続のIT化については、平成16年11月に成立した「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第152号）に基づき、平成18年から支払督促手続に関してオンライン手続を可能とする督促手続オンラインシステムが導入されるなどしてきたが、民事訴訟一般に関してはそれほど進展していない状況にある。

平成29年6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革—」において、迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障等総合的な観点から、利用者目線で裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について速やかに検討するとされた⁴²。

これを受けて、内閣官房に裁判手続等のIT化検討会が設置され、平成29年10月から検討を開始し、平成30年3月に「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ—「3つのe」の実現に向けて—」（以下「取りまとめ」という。）を公表した。取りまとめでは、民事裁判手続のIT化を推進していくべきであり、その検討に際しては、現行法の枠を超えて、訴えの提起・申立てからその後の手続に至るまで、基本的に紙媒体の存在を念頭に置かないIT化への抜本的対応を視野に入れる必要があるとされている。そして、①e提出（e-Filing）、②e事件管理（e-Case Management）、③e法廷（e-Court）の「3つのe」を目指し、実現可能なものから速やかに段階的に導入していくことが相当としている。

その後、平成30年6月15日に閣議決定された「未来投資戦略2018—「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革—」において、民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT化の実現を目指すことなどを踏まえ、法務省及び最高裁判所の担当者は公益社団法人商事法務研究会が主催する民事裁判手続等IT化研究会に参加し、同研究会は平成30年7月から検討を開始した。

法務省は、平成31年度中の法制審議会への諮問を視野に入れて検討を行うとしている⁴⁴。

6. おわりに

以上述べたほか、平成31年の常会においては、嫡出推定制度などの親子法制の見直し、選択的夫婦別氏制導入の必要性、性犯罪に係る刑法改正後の見直しに向けた検討、ヘイトスピーチやインターネット上の人権侵害事案、LGBT等の性的少数者の人権問題、国際仲裁の活性化策、2020年国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンGRESS）の日本開催に向けた準備等が論点となる可能性がある。これらの課題を含め、幅広い観点からの議論を期待したい。

（こうち いちろう）

⁴² 「未来投資戦略2017—Society5.0の実現に向けた改革—」（平29.6.9閣議決定）29頁

⁴³ 「未来投資戦略2018—「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革—」（平30.6.15閣議決定）55頁

⁴⁴ 第197回国会参議院法務委員会会議録第2号5頁（平30.11.15）